

「墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想」について

1 パブリックコメントの実施概要及び結果

(1) 公表資料

- ア (仮称) 墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想 (案)
- イ (仮称) 墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想 (概要版) (案)

(2) 意見募集期間

令和7年12月9日(火) から令和8年1月9日(金) まで

(3) 意見募集の周知及び公表方法

ア 実施の周知

- ・区のお知らせ 令和7年12月11日号での周知
- ・区公式ウェブサイトでの周知
- ・区公式 SNS (X・フェイスブック) での周知
- ・福祉、保健、子育て施設へのチラシの配架
- ・関係団体等ヒアリング先への周知

イ 公表資料の閲覧方法

- ・区公式ウェブサイト
- ・区民情報コーナー
- ・福祉部地域福祉課 窓口

(4) 意見提出方法

郵送、ファックス、電子メール、電子申請 (Logo フォーム) 又は持参

(5) 意見提出先

福祉部 地域福祉課 地域福祉担当

(6) 意見募集の結果

意見者数：4人、意見数：7件

2 パブリックコメントの意見等の概要と区の考え方

No	意見等の概要	区の考え方
1	<p>東京ソラマチのエレベーターで、優先エレベーターが存在しているが、ドアにしか記載がなく中に入るとわからない。そのため、気づかずに乗っている人も多いと感じる。ベビーカーの人が何回も見送っているのを見かけているので、改善してほしい。</p> <p>子連れも多い地域なので、できれば百貨店のように優先ではなく専用エレベーターを作って、エレベーター内もわかりやすく大きく表示してほしい。</p>	<p>ご意見については、東京ソラマチへ共有させていただきました。また、ご意見を踏まえて、区ウェブサイトエレベーターを含むバリアフリー設備の優先利用等について新たに作成しました。今後は本内容について、SNS等を活用しながら周知啓発に努めていきます。</p> <p>また、ご紹介いただきました百貨店のエレベーターの取組等の先進事例を収集し、関係者間で共有させていただきます。</p>

2	<p>曳舟駅のホームが狭すぎてベビーカーで歩くのが怖いです。エレベーター待ちの場所も狭く、目の前に柱があるために並び列が左右に分かれ、誰が先に乗るのかわかりづらいです。並んでいることに気づかず、電車から降りた人に順番を抜かされた経験も何度かあります。</p>	<p>各鉄道事業者は事業計画などに基づき、利用者の移動等の円滑化に取り組んでいます。</p> <p>ご意見については、区内の各鉄道事業者へ共有させていただきました。</p> <p>また、わかりやすい出口案内の表示やエレベーターの利用等につきましては、各鉄道事業者と協力しながら、ソフト面・心のバリアフリーを推進していきます。</p>
3	<p>曳舟駅のエレベーターがあまりにも古くて遅いです。乗車までにとっても時間がかかり、不便です。</p>	
4	<p>東向島駅のエレベーターは乗り場までにとっても狭いホームの通路を歩く必要があり、ホームドアもないのでとても怖いです。</p>	
5	<p>浅草線の押上駅、A1, 2, 3 出口への案内が少なく、けっこう歩いてから逆に来ていたと気づくことが多くあります。もう少しわかりやすくなるとよいなと思っています。</p>	
6	<p>押上と錦糸町の間にある賛育会やすみほこへよく訪れる子育て世帯にとって、錦糸町・押上間のバリアフリーの促進強化は大変ありがたく、ぜひとも期待しており、自分にできることがあれば参加して参ります。</p> <p>また、錦糸公園でイベントが開催された際は、四ツ目通りの車道まで人が溢れ、ベビーカーや車いすが身動き取れないことが多いため、四ツ目通りの拡幅整備も期待しております。</p>	
7	<p>基本方針の「区民の心のバリアフリーの推進」には「支援を必要とする方々との交流機会の創出」という取組の記載がありますが、具体的な事業との紐付けが分かりません。どのような施策によって、どのような交流機会を創出するのでしょうか。</p>	<p>区では、障害のある人とその家族、地域の人々が障害の有無に関わらず交流できる機会として「すみだスマイル・フェスティバル」を開催するほか、区主催のイベント等で心のバリアフリーのPR等を行っています。また、認知症の人とその家族、地域住民のほか認知症サポーター等、様々な人が気軽に集い、共に時間を過ごすことができるオレンジカフェすみだ（認知症カフェ）を実施しており、今後も引き続き各取組を推進していきます。</p>

3 「(仮称) 墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想」(案) からの主な変更点

(1) 本編(資料1)

No	該当箇所	変更前	変更後
1	冒頭	(新規)	墨田区長あいさつを追加
2	P 8 道路のバリアフリー 整備状況の図	道路のバリアフリー整備状況の図	道路のバリアフリー整備状況の図 を更新
3	P 2 3 当事者参画の視点の 記載内容	今後の各事業の実施や見直しにあ たっても、計画から整備に至るま で当事者の意見を尊重しながら進 めることとします。 また、施設管理者等は所管する施 設の新設・改修・見直し等にあた っては、原則として当事者参画の 場を設け、意見を取り入れながら 検討を進めることが必要です。 さらに、実施後は企画・運営内容 や意見収集方法の振り返りを行う とともに、墨田区バリアフリー推 進協議会等の場を活用して関係者 で実施結果を共有することで、効 果的な当事者参画の実施に向けた 知見を蓄積します。	今後の各事業の実施や見直しにあ たっても、計画から整備後の維持 管理等まで当事者の意見を尊重し ながら進めることが重要です。 また、施設管理者等は所管する施 設の新設・改修・見直し等を行う 際、必要に応じて当事者参画の場 を設け、意見を取り入れながら検 討を進めることが重要です。 当事者参画実施後は企画・運営内 容等の振り返りを行うことや墨田 区バリアフリー推進協議会等の場 を活用して関係者で実施結果を共 有することで、当事者参画に関す る知見の蓄積を図ることができま す。
4	P 4 9 全体図	P 6 8に掲載	P 4 9に掲載
5	P 6 9 区全体で取り組むバ リアフリー事業の方 針	さらに、関係する施設設置管理者 等は、特定事業以外でも調整・協 議に応じ、積極的に連続性のある バリアフリー事業に取り組んでい きます。	さらに、関係する施設設置管理者 等は、第4章で挙げられた課題等 も踏まえながら、特定事業以外で も調整・協議に応じ、積極的に連 続性のあるバリアフリー事業に取 り組んでいきます。
6	P 7 1、7 5 主な方針の記載内容 【公共交通】	また、鉄道事業者は「バリアフリ ー設備の適正な利用推進のための 啓発活動の実施」、「わかりやすい 案内サインの維持更新」等の取組 を進め、バス事業者は「バス停案 内表示の多言語化」、「ヘルプマー クの配布やポスター掲示」等の取 組を進めていきます。	また、鉄道事業者は「バリアフリ ー設備の適正な利用推進のための 啓発活動の実施」、「わかりやすい 案内サインの維持更新」等の取組 を進め、バス事業者は「バス停案 内表示の多言語化」、「ヘルプマー クの配布やポスター掲示」等の取 組、タクシー事業者は「車いす利 用者等の円滑な乗降等に関する研 修の継続的な実施の推進」等を進

			<u>めていきます。</u>
7	P 7 1 主な方針の記載内容 【道路】	<ul style="list-style-type: none"> ・東武伊勢崎線(とうきょうスカイツリー駅付近)連続立体交差事業とともに、墨田区道墨 111 号路線(言問通り)の<u>拡幅事業</u>や(仮称)押上駅北口線(交通広場を含む)を含めた<u>周辺の街路整備事業</u>を進めていきます。 ・四ツ目通りからすみだ保健子育て総合センターまでの区間の道路バリアフリー事業を進めていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東武伊勢崎線(とうきょうスカイツリー駅付近)連続立体交差事業とともに、<u>周辺の墨田区道墨 111 号路線(言問通り)の高架下を含む道路の拡幅事業</u>や(仮称)押上駅北口線(交通広場を含む)などの<u>街路整備事業(道路拡幅や歩道の新設等)</u>を進めていきます。 ・四ツ目通りからすみだ保健子育て総合センターまでの区間の道路バリアフリー事業(<u>段差及び勾配の解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置等</u>)を進めていきます。
8	P 7 1、7 5 主な方針の記載内容 【建築物】	ソフト面のバリアフリー事業を継続して実施するとともに、施設の大規模改修時には当事者参画の視点を取り入れながら、トイレの洋式化、バリアフリートイレの整備、エレベーターの設置や段差解消等の事業を進めていきます。	ソフト面のバリアフリー事業を継続して実施するとともに、施設の大規模改修時には必要に応じて当事者参画の視点を取り入れながら、トイレの洋式化、バリアフリートイレの整備、エレベーターの設置や段差解消等の事業を進めていきます。
9	P 7 2、7 6 道路特定事業の記載内容	<p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の定期的な点検 	<p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の定期的な点検・<u>維持管理</u>
10	P 7 4、7 8 交通安全特定事業の記載内容	<p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>信号機の改良(音響機能の整備、歩行者用青時間の確保)</u> ・<u>エスコートゾーンの整備</u> ・<u>道路標識の適切な補修</u> ・<u>道路標示の適切な補修</u> ・<u>横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車</u>の指導取締りの実施 ・<u>歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車</u>の指導取締りの実施 	<p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>信号機のバリアフリー化(音響式信号機の設置、歩行者用青時間の確保)</u> ・<u>横断歩道を利用する視覚障害者の安全性向上(エスコートゾーンの整備)</u> ・<u>道路標識及び道路標示の視認性向上(道路標識及び道路標示の適切な補修)</u> ・<u>歩行・交通の円滑化・安全性向上(違法駐車防止のための事業)</u>

		・違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動の実施	
11	P 7 5 主な方針の記載内容 【道路】	再開発事業による都市計画道路整備として、道路拡幅、歩道設置、無電柱化、交通広場の整備を進めていきます。	再開発事業による都市計画道路整備として、道路拡幅、歩道設置、無電柱化、交通広場の整備を進め、 <u>地域の交通利便性の向上を図ります。</u>
12	P 7 9 特定事業計画の策定	特定事業者は特定事業計画に基づいた整備等を実施するとともに、特定事業計画に挙げられていない項目についても、対応できるものは積極的な取組を検討します。	特定事業者は特定事業計画に基づいた整備等を実施するとともに、特定事業計画に挙げられていない項目等についても、対応できるものは積極的な取組や新たな特定事業の追加等を検討します。
13	P 1 0 3 用語解説の記載内容	(新規)	用語解説 「オストメイト」、「視覚障害者誘導用ブロック」、「道路附属物」を追加

(2) 概要版 (資料2)

No	該当箇所	変更前	変更後
1	P 2 当事者参画の視点の記載内容	施設管理者等は所管する施設の新設・改修・見直し等にあたっては、 <u>原則として当事者参画の場を設け、意見を取り入れながら検討を進めることが必要です。さらに、企画・運営内容等の振り返りを行い、関係者で共有することで、効果的な当事者参画の実施に向けた知見を蓄積します。</u>	施設管理者等は所管する施設の新設・改修・見直し等を行う際、 <u>必要に応じて当事者参画の場を設け、意見を取り入れながら検討を進めることが重要です。当事者参画実施後は、企画・運営内容の振り返り等を行い、関係者で共有することで、当事者参画に関する知見の蓄積を図ることができます。</u>
2	P 4 区全体で取り組むバリアフリー事業の方針	さらに、関係する施設管理者等は、特定事業以外でも調整・協議に応じ、積極的に連続性のあるバリアフリー事業に取り組んでいきます。	さらに、関係する施設管理者等は、 <u>第4章で挙げられた課題等も踏まえながら、特定事業以外でも調整・協議に応じ、積極的に連続性のあるバリアフリー事業に取り組んでいきます。</u>
3	P 5 地区のバリアフリー事業の方針【道路】 主な方針	・東武伊勢崎線(とうきょうスカイツリー駅付近)連続立体交差事業とともに、墨田区道墨 111 号路線(言問通り)の <u>拡幅事業</u> や(仮	・東武伊勢崎線(とうきょうスカイツリー駅付近)連続立体交差事業とともに、墨田区道墨 111 号路線(言問通り)の <u>高架下を含む道</u>

		称) 押上駅北口線 (交通広場を含む) を含めた周辺の街路整備事業を進めていきます。 ・道路の定期的な点検	路の拡幅事業や (仮称) 押上駅北口線 (交通広場を含む) などの街路整備事業 (道路拡幅や歩道の新設等) を進めていきます。 ・道路の定期的な点検・維持管理
4	P 5、6 地区のバリアフリー事業の方針【道路】 主な事業	・道路の定期的な点検	・道路の定期的な点検・維持管理
5	P 5、6 地区のバリアフリー事業の方針【建築物】 主な方針	ソフト面のバリアフリー事業を継続して実施するとともに、施設の大規模改修時には当事者参画の視点を取り入れながら、トイレの洋式化、バリアフリートイレの整備、エレベーターの設置や段差解消等の事業を進めていきます。	ソフト面のバリアフリー事業を継続して実施するとともに、施設の大規模改修時には必要に応じて当事者参画の視点を取り入れながら、トイレの洋式化、バリアフリートイレの整備、エレベーターの設置や段差解消等の事業を進めていきます。
6	P 5、6 地区のバリアフリー事業の方針【交通安全】 主な方針、主な事業	・地区内における信号機の改良や道路標識等の補修、横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車の指導取締り等を実施します。 ・道路標識等の適切な補修 ・横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車指導取締りの実施等	・地区内における信号機のバリアフリー化や道路標識等の視認性の向上、歩行・交通の円滑化・安全性向上に関する取組を実施します。 ・信号機のバリアフリー化 ・道路標識等の視認性の向上 ・歩行・交通の円滑化・安全性の向上等
7	P 7 特定事業計画の策定	特定事業者は特定事業計画に基づいた整備等を実施するとともに、特定事業計画に挙げられていない項目についても、対応できるものは積極的な取組を検討します。	特定事業者は特定事業計画に基づいた整備等を実施するとともに、特定事業計画に挙げられていない項目についても、対応できるものは積極的な取組や新たな特定事業の追加等を検討します。